

新	旧
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 八の四略</p> <p>八の五 風営適正化法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同条の規定による許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定による許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた額）</p> <p>イ 三月以内の期間を限って営む特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元（風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八百元）</p> <p>ロ その他の審査 二万四千元（風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百元）</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 八の四略</p>

八の六 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付
千二百円

八の七 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 八千六百元（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円）

八の八 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 一万千円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）

八の九 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査 一万千円（当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）

八の十 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第一項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 九千九百円

八の十一 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え
千四百円

八の十二 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の二第一項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査 一万三千円(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による認定の申請に係る審査にあつては、一万円)

八の十三 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付 千百円

八の十四 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第二十四条第六項の規定による営業所の管理者に対する講習 講習一時間につき六百五十円

九〇五十二略
2〇6略

別表第一(第二条関係)

手数料を納めるべき者	区分	金額
一 風営適正化法第三条第一項の規定による風俗営業の許可(以下この表において「許可」という。)を受け	イ 風営適正化法第二条第一項第四号に規定するぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第八条に規定する営業	

九〇五十二略

2〇6略

別表第一(第二条関係)

手数料を納めるべき者	区分	金額
一 風営適正化法第三条第一項の規定による風俗営業の許可(以下この表において「許可」という。)を受け	イ 風営適正化法第二条第一項第七号に規定するぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第七条に規定する営業	

備考略	二六略		<p>ようとする者</p> <p>(以下この表において「ぱちんこ屋等営業」という。) について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営適正化法第二十条第二項の規定による遊技機の認定(以下この表において「遊技機認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。</p>
		ロ・ハ略	略
備考略	二六略		<p>ようとする者</p> <p>(以下この表において「ぱちんこ屋等営業」という。) について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営適正化法第二十条第二項の規定による遊技機の認定(以下この表において「遊技機認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。</p>
		ロ・ハ略	略